社会福祉法人ゆうかり学園賛助会員規約

第1条 賛助会員の資格

- 1. 賛助会員(以下会員という)とは、この会員規約(以下「本規約」という)を承認の上、社会福祉法人ゆうかり学園(以下「本法人」という)の事業を賛助するために、会員として入会を申し込み、承認され、本法人に登録された、個人または団体を指します。
- 2. 会員は、入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。
- 3. 会員は、この資格を第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買等をすることはできません。

第2条 入会

- 1. 入会を希望する者は、本法人が定める入会申込書に必要事項を記載し、年会費を添えて、本法人に申し込みます。
- 2. 申込書の受領及び年会費の支払を事務局が確認し、会員証を交付した日を以って 会員の入会と致します。
- 3. 本法人は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に その旨を通知しなければなりません。

第3条 会員資格の有効期限

- 1. 会員資格の有効期限は、4月1日より翌年3月31日までとします。
- 2. 年度途中で入会された場合の有効期限は入会日により、翌年3月31日迄といたします。

第4条 会員の会費

1. この法人の会費は、一口あたりにつき、次に掲げる年額とします。

年会費

賛助会員(個人)2,000 円賛助会員(団体)5,000 円

- 2. 途中入会されても金額は変わりません。
- 3. 一旦納入された会費は、返還致しません。

第5条 会員特典

会員は、次に掲げる特典を受けることができます。

- 1. 会員証
- 2. 典心の湯はじめ施設の使用料を無償とします。
- 3. 会報誌

第6条 会員資格の喪失

会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- 1. 会員証を返納し退会したとき
- 2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- 3. 除名されたとき

第7条 退会

会員は本法人へ賛助会員証を返納することで任意に退会することができます。

第8条 除名

会員が次のいずれかに該当する場合は本法人の判断により、除名することができます。

- 1. この会員規約及び典心の湯遵守事項に違反したとき
- 2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第9条 守秘義務

会員は、本法人活動に参加する中で知りえた機密情報に関しては、第三者に対して開示、漏洩してはならないものとします。

第10条 免責事項

本法人は、会員同士及び会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとします。

附則この規約は平成 25 年 5 月 25 日より施行する。平成 30 年 3 月 1 日、一部改正